

令和7年度補正 GXサプライチェーン構築支援事業
事業Ⅰ | 浮体式等洋上風力発電設備

公募説明会

GXSC補助金事務局

2026/4/24

**GXサプライチェーン
構築支援事業2026**



はじめに

- この度は、令和7年度補正 GXサプライチェーン構築支援事業（以下、本事業）にご関心をお寄せいただき、ありがとうございます。
- 本日は、本事業への応募申請をご検討中のみなさまに向けて、要件や注意事項、スケジュール等についてお伝えさせていただきます。
- なお、本説明会は、「事業Ⅰ | 浮体式等洋上風力発電設備」の公募に係る内容となります。ご了承ください。

問い合わせフォーム：<https://forms.gle/snQu4dDdfz9A2aSq7>

本日のアジェンダ

1. 本事業の概要
2. 補助対象となる事業者・事業
3. 補助対象経費
4. 応募申請手続き
5. 審査
6. 今後のスケジュール
7. その他ご案内

本日のアジェンダ

1. 本事業の概要
2. 補助対象となる事業者・事業
3. 補助対象経費
4. 応募申請手続き
5. 審査
6. 今後のスケジュール
7. その他ご案内

本事業の概要

GX分野の国内製造サプライチェーンを世界に先駆けて構築するため、水電解装置、浮体式等洋上風力発電設備、ペロブスカイト太陽電池、燃料電池等を製造する事業者に対して、それに係る設備投資等の補助を行う事業である。

事業目的

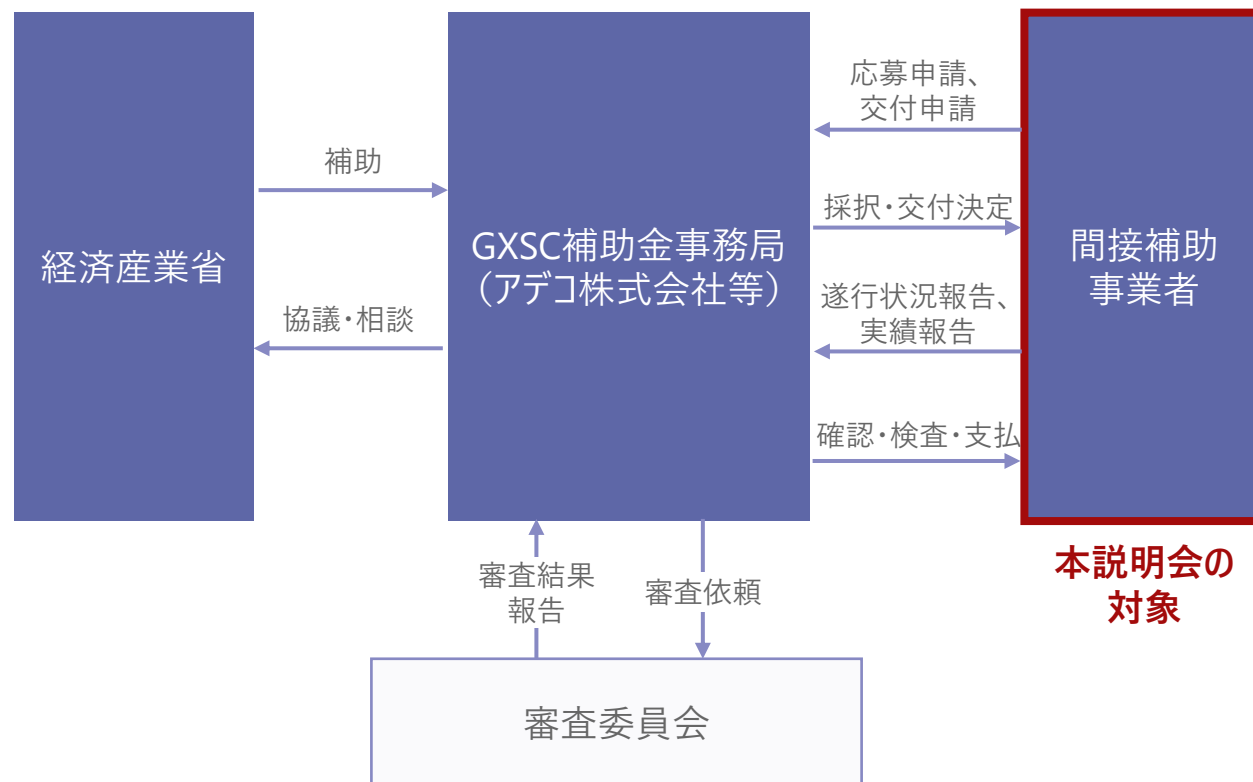
- カーボンニュートラル（以下、CN）を宣言する国・地域が増加し、排出削減と産業競争力強化・経済成長をともに実現するGXに向けた長期的かつ大規模な投資競争が熾烈化している。
- このような背景の下、我が国における中小企業を含む製造サプライチェーンや技術基盤の強みを最大限活用し、GX実現にとって不可欠となる、水電解装置、浮体式等洋上風力発電設備、ペロブスカイト太陽電池、燃料電池等をはじめとする、GX分野の国内製造サプライチェーンを世界に先駆けて構築することを目的とする。

事業概要

- 我が国において中小企業を含めて高い産業競争力を有する形でGX分野の国内製造サプライチェーンを確立するため、水電解装置、浮体式等洋上風力発電設備、ペロブスカイト太陽電池、燃料電池等に加えて、これらの関連部素材や製造設備について、世界で競争しうる大規模な投資を計画する製造事業者等、もしくは現に国内で生産が限定的な部素材や固有の技術を有する製造事業者等に対して、補助を行う。

事業スキーム

- 本事業は、経済産業省より補助を受け、アデコ株式会社等が事務局を執り行う。
- 公募の対象となる事業者は、事務局に対して各種申請等を行う。



本日のアジェンダ

1. 本事業の概要
2. **補助対象となる事業者・事業**
3. 補助対象経費
4. 応募申請手続き
5. 審査
6. 今後のスケジュール
7. その他ご案内

本事業の遂行能力を有し、温室効果ガス排出削減の取組を実施する事業者等が補助対象となる。(1/2)

■ 原則、補助対象となる事業の申請を行う事業者は、以下のすべての要件を満たす事業者とする。

1. 以下の A 及び B の温室効果ガス排出削減のための取組を実施すること（なお、事前着手の開始日として認める日以降も含め、2025年度以前に間接補助事業を実施しない場合、A の取組は不要である。）。
ただし、温暖化対策法における算定報告制度に基づく 2022年度 CO2排出量が20万 t 未満の企業又は中小企業基本法に規定する中小企業に該当する企業については、その他の温室効果ガスの排出削減のための取組の提出をもって、これらに代えることができる。

A：2025年度以前分の排出実績に関する実施内容

なお、GX リーグに参加する場合は、これらの取組を実施するものとみなす。

(i) 国内における Scope1（事業者自ら排出）・Scope2（他社から供給された電気・熱・蒸気の使用）に関する排出削減目標を2030年度について設定し、間接補助事業実施期間（事前着手の開始日として認める日以降も含む）が含まれる年度分の排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者検証を実施のうえ、毎年報告・公表すること。第三者検証については、「GXリーグ第三者検証ガイドライン」に則ること。

(ii) (i) で掲げた目標を達成できない場合には Jクレジット又は JCM その他国内の温室効果ガス排出削減に貢献する適格クレジットを調達する、又は、未達理由を報告・公表すること。

B：2026年度以降分の排出実績に関する実施内容

2026年度以降の GX フューチャー・リーグに参加し、排出量実績を報告すること。ただし、A (i) (ii) と同様の実施内容に対応している場合、これらの取組を実施するものとみなす。

2. 日本国内において登記された法人であり、国内に事業実施場所を有していること。

本事業の遂行能力を有し、温室効果ガス排出削減の取組を実施する事業者等が補助対象となる。(2/2)

- 原則、補助対象となる事業の申請を行う事業者は、以下のすべての要件を満たす事業者とする。
- 3. 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- 4. 本事業の円滑な遂行に必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- 5. 経済産業省からの補助金交付等停止措置、又は、指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- 6. 次のいずれかに該当する事業者ではないこと。
 - イ 役員等のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者及び暴力団の構成員等の統制の下にあるもの（以下「暴力団員等」という。）のある事業所
 - ロ 暴力団員等をその業務に従事させ、又は従事させるおそれのある事業所
 - ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する事業所
 - ニ 暴力団員等が経営に実質的に関与している事業所
 - ホ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力又は暴力団員等を利用するなどしている事業所
 - ヘ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業所
 - ト 役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業所
 - チ イからトまでに規定する事業所であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業所

浮体式等洋上風力発電設備の生産に係る設備投資等を行う事業が、本事業の補助対象となる。

- 以下に掲げる製品の生産に係る設備投資等を行う事業であること。
ただし、設備機械装置の購入（改造等を含む。）は必須とし、設備機械装置の購入を伴わない事業は補助対象外とする。
- 下記製品品目以外の生産に係る設備投資等を行う事業は、本事業の補助対象とならない（ただし、「※」の注意書きを参照すること）。

製品品目^{※1}^{※2}

浮体式等洋上風力発電設備	
ブレード	風車の回転する羽根を構成するもの ^{※3}
タワー	ナセル等を必要な高さに支えるもの
ナセル	動力伝達軸、ブレーキ装置、発電機等と、これらを格納する外殻により構成されるもの
軸受	ブレードを支持する軸受、ロータからの動力を発電機に伝達する回転軸（主軸）の軸受、風向とロータ軸との偏差角を任意の角度内に制御する装置（ヨー制御装置）の軸受
発電機	機械動力(風車ロータの回転力)を受けて電力を発生するもの
増速機	ロータの回転速度よりも発電機の回転速度が高い場合に、主軸の回転速度を増速して動力を伝達するもの
制御装置	風車及び周囲の状態の情報を受け、風車の運転を制限内に保つよう調整するもの
電力変換装置	発電機で発電した電流の交流・直流変換や電圧の調整を行うものや、高圧配電線を開閉したり事故時に保護したりするために必要な遮断器やヒューズ等を格納したもの
ハブ	翼をロータ軸に固定するもの
係留索・係留チェーン	浮体式等洋上風力発電設備を海底に繋ぎとめ、位置を保持するために張るロープ等
アンカー	係留索・係留チェーンを海底に繋ぎとめるためのもの
浮体基礎	タワー等を支え、洋上で浮かぶためのもの

※1 各製品品目の完成品を対象とする。例えば、浮体基礎を構成する一部材のみを生産する場合は対象とならない。

※2 上記で記載した各部材を含む上位コンポーネントを製造する事業についても補助対象とする。 ※3 ブレードについてのみ、補助対象には製品の原料、中間材を含む。

生産する製品に加え、投資計画に係る要件等についても、満たす必要がある。

投資計画に係る要件

- 間接補助事業によって得られる年間あたり製造能力の最低水準目標、生産開始年限は、次頁に記載されているものであること（※次頁参照）。
その際、CN の市場の広がりを見据え、世界トップクラスを目指し、2030年に向けた製造能力等に関する野心的な目標を対外的に掲げていること。
公募時点で掲げていない場合には、採択後に掲げること。
- 当該間接補助事業に係る投資計画について、原則として、採択決定日より前に投資の決定を対外発表した事業でないこと。
- 経済産業省がやむを得ないと認める事情が生じない限り、間接補助事業終了後 5 年間以上、当該製品の生産を継続すること。
- 補助対象設備によって製造される全製品について、本事業の目的の用に供される製品の割合とそれ以外の事業の用に供される製品の割合の見込みを、間接補助事業終了後の 5 年間分記載すること。また、本事業の目的以外の用途について、具体的に記載すること。
(本事業の目的の用とそれ以外の事業の用に供される製品の関係について、製品の特徴や製造設備の稼働率等を説明し、事業終了後 5 年間報告すること。
本事業の目的の用に供される製品の割合が低い場合は、交付決定に当たって条件を付すことがあるので、留意すること。)

その他要件

- 工場（日本標準産業分類（令和 5 年 7 月告示）に掲げる製造業の用に供される施設）において行われる事業であること。
- 第三者委員会が実施する面接審査について、提案する企業等の代表権を有する者が対面参加できること。
詳細は、公募要領「5.5.1. 主な審査内容」を参照すること。

間接補助事業によって得られる年間あたり製造能力の最低水準目標、生産開始年限に係る要件は、以下のとおり。

製品	品目	間接補助事業の実施後における年間あたり製造能力※の最低水準	生産開始年限 (製造能力の最低水準を達成すべき年限)
浮体式等洋上風力発電設備	ブレード	100基分/年	2030年度
	タワー	30基分/年	
	ナセル	100基分/年	
	軸受	100基分/年	
	発電機	100基分/年	
	増速機	100基分/年	
	制御装置	100基分/年	
	電力変換装置	100基分/年	
	ハブ	100基分/年	
	係留策・ 係留チェーン	30基分/年	
	アンカー	30基分/年	
	浮体基礎	20基分/年	

※ 間接補助事業の実施により新規に得られる製造能力のみではなく、既存の製造能力も合わせた、間接補助事業の実施後における製造能力を指す。

事業者の区分（大企業もしくはは中小企業等）及び野心的な取組に係る要件の充足有無により、補助率が異なる。

- 補助対象として認められた経費に、下表の「補助率」を乗じた金額が、補助金交付申請額となる。
 - 本公募に係る審査の結果、適用される補助率が申請した補助率を下回る可能性がある。
 - 最終的な補助金額は、交付決定額を上限とする。
 - 事業者の区分については、公募要領「3.4. 補助率及び補助金額」をよく確認すること。

- なお、以下の①と②の双方を満たす場合、「GX実現に向けた野心的な取組」として、補助率を引き上げて適用する。
 - ① 生産する製品の商用目的の生産設備（開発・実証目的のもの等を除く）が、国内のいずれにも存在しない。
 - ② 当該製品の市場投入の時期や量、性能等において諸外国との関係で国際競争力を十分に有すると認められる。

事業者の区分	原則	GX実現に向けた野心的な取組であると判断される場合
大企業	1/3 以内	1/2 以内
中小企業等※	1/2 以内	2/3 以内

※中小企業等とは、中小企業基本法で定める中小企業者（中小企業）並びに一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、農業法人及び大学をいう。

ただし、次のいずれかを満たす場合は大企業として扱う。詳細は公募要領「3.4. 補助率及び補助金額」を確認すること。

- ・資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接、又は、間接に100%の株式を保有される中小企業者
- ・確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者
- ・みなし大企業に該当する中小企業者

申請単位には、事業所単位で申請を行う単独申請、及び複数事業者で申請を行う共同申請の2種類がある。

申請単位	詳細・留意点等	
単独申請	原則、事業所単位で申請をすること。ただし、補助対象事業を複数の事業所で一体的に行う計画の場合は、これを1つの申請単位とすること。	
共同申請	<p>事業者単独での申請を原則とするが、事業者単独では補助対象事業を実施する計画が成立しない以下の場合、複数事業者での共同申請を認める。共同申請を行う場合は幹事会社を決定し、幹事会社以外の企業等を共同実施者として申請書を作成すること。 なお、幹事会社は、申請及び事業実施に関して共同実施者の管理義務を負う。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 設備投資機能、生産企画機能、生産機能等がそれぞれ別会社に分散している場合（製造機能を子会社に委譲している場合等） • リース会社を利用する場合 • その他、事務局が共同申請として認める場合 	
	(補足) リース会社の利用	<ul style="list-style-type: none"> • <u>設備取得においてリース会社を利用する場合は、リース会社との共同申請とし、原則、リース会社は1企業について1社とする。ただし、リースの場合の補助対象経費の範囲は、リース会社が購入した設備機械装置とし、リース料を構成する手数料、保険料等の経費は対象とはならない。</u> • <u>リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示）を提示すること。</u> また、<u>契約期間は、導入設備の減価償却期間（複数の場合は最長のもの）以上とすること。</u> • 割賦契約はリースには含まない。 なお、建物の取得においてリース会社を利用する場合は、建物等取得費は本補助金の対象とはならない。

共同申請を行う場合、企業等の組合せにより補助率が異なる。

- 前頁にて示した共同申請を行う場合、補助率は以下の通り適用される。
 - 原則として、申請者に「大企業」が含まれる場合は、全体に「大企業」の補助率が適用される。
 - ただし、リース会社の企業規模は、適用される補助率に影響しないものとして扱う。

共同申請を行う企業の組合せ

適用される補助率

大企業 ^{※1}	×	大企業	→	大企業
中小企業等	×	大企業	→	大企業
中小企業等	×	リース会社（大企業・ 中小企業を問わない） ^{※2}	→	中小企業等
中小企業等	×	中小企業等	→	中小企業等

※1 公募要領「3.4. 補助率及び補助金額」の補足に定める中小企業の除外要件に該当する企業は、大企業として扱う。

※2 リース会社の企業規模は、適用される補助率に影響しないものとして扱う（例えば大企業とリース会社（大企業・中小企業を問わない）の共同申請の場合、適用される補助率は大企業となる。）

本日のアジェンダ

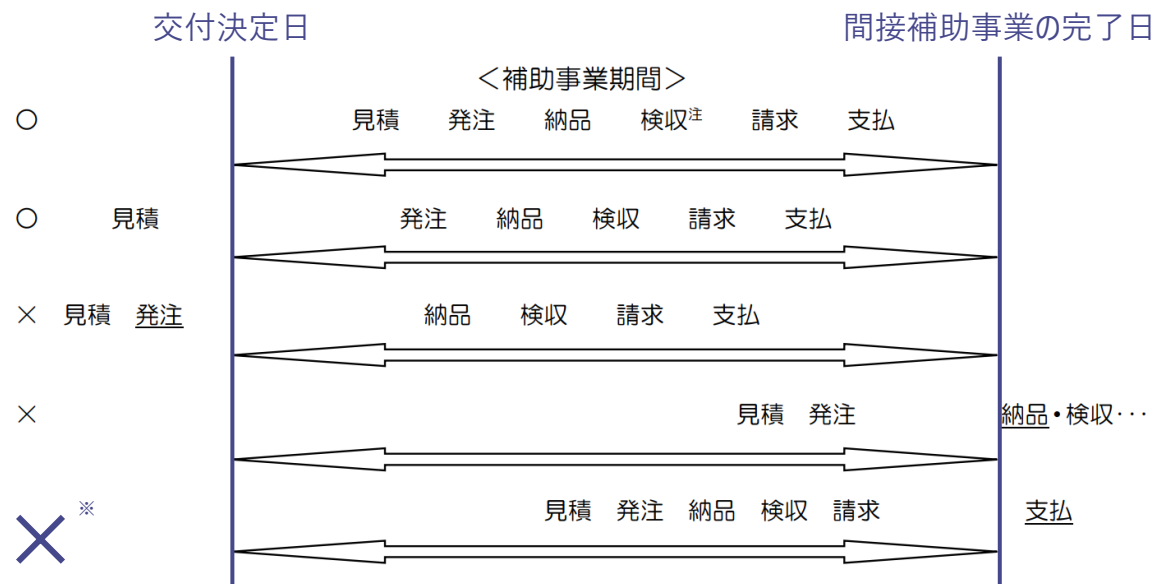
1. 本事業の概要
2. 補助対象となる事業者・事業
3. **補助対象経費**
4. 応募申請手続き
5. 審査
6. 今後のスケジュール
7. その他ご案内

原則として、補助対象経費は交付決定日以降に発注し、間接補助事業の完了日まで支払完了する必要がある。ただし、事前着手届出を行い、受理通知を受けた場合は、「事前着手の開始日として認める日」以降に発注可能。

- 補助対象経費は、間接補助事業を遂行するために、真に必要かつ適切な経費である。
 なお、間接補助事業の実施期間が最長で令和11年（2029年）12月31日までであること[※]等を考慮し、事前着手届出を適宜検討されたい。
 （詳細は公募要領「5.6. 事前着手」を参照すること）

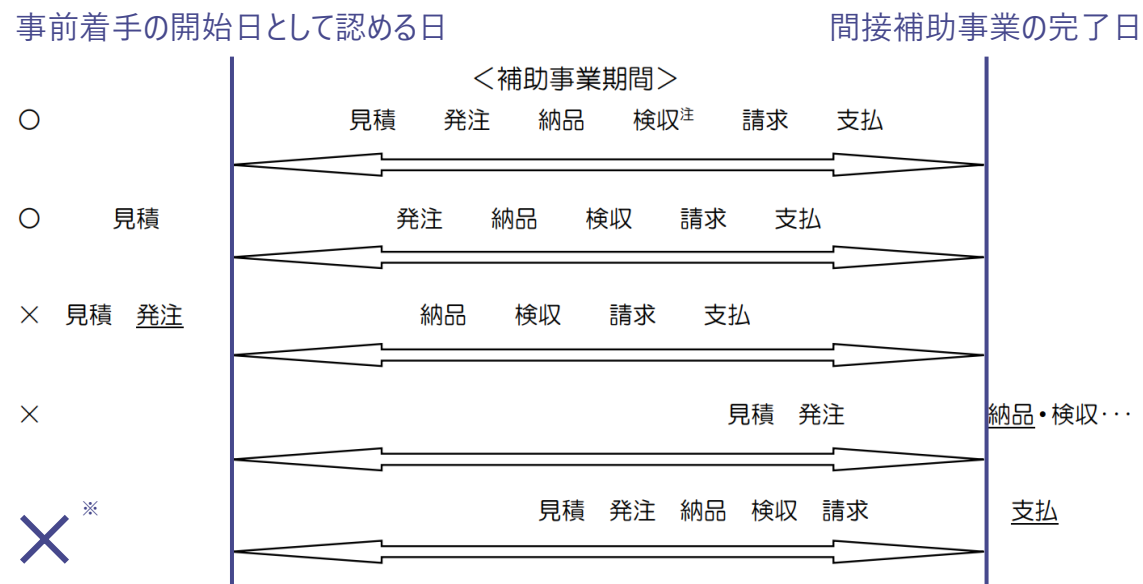
原則

補助対象経費は、交付決定日以降に発注し、間接補助事業の完了日まで支払完了する必要がある



事前着手届出を行い、受理されている場合

補助対象経費は、事前着手の開始日として認める日以降に発注し、間接補助事業の完了日まで支払完了する必要がある



※ 本事業においては間接補助事業の完了日（～令和11年12月31日）から本事業の完了日（令和12年3月31日）の間で、実績報告書の確認・確定検査・額の確定・精算払の全てを完了する必要があることを踏まえ、間接補助事業の完了日まで支払完了していない経費については補助対象外とするため、注意すること。

補助対象経費 | 補助対象経費の区分

本事業では、設計費、建物等取得費、設備費、システム整備費の4つの区分のみが対象となる。
また、自社の労務費については、設計費・設備費に関するものに限って対象となることに留意すること。

補助対象経費の区分	概要	自社の労務費の計上可否	補助率
設計費	間接補助事業の実施に必要な機械装置、建物、建築材料等の設計、システム設計等に要する経費	可	別途参照※
建物等取得費	間接補助事業の実施に必要な建物の新設、建て替え、リフォーム等に要する経費	不可	
設備費	① 間接補助事業の実施に必要な機械装置の購入、製造（改修を含む。）に要する経費 ② 上記①又は建物等取得に併せて実施する附帯工事費等に要する経費	可	
システム整備費	間接補助事業の実施に必要なソフトウェア（補助対象経費で取得する設備機械装置の稼働のため直接的に必要となるものを指す。）の購入、作成（改修を含む。）に要する経費	不可	

※ 詳細は公募要領「3.4. 補助率及び補助金額」または、本資料「2. 補助対象となる事業者・事業」を参照すること。

設計費、建物等取得費、設備費、システム整備費のいずれにも該当しない経費は補助対象外となる。
また、以下に該当する経費についても補助対象外となるため、留意すること。（1/2）

- 交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したもの（例外の場合については、公募要領「5.6. 事前着手」に記載している。なお、事前着手が認められた場合であっても、今回の応募申請に要する経費は補助対象とならない。）
- 間接補助事業者の人件費（設計費及び設備費に関連する労務費を除く。）
- 間接補助事業者以外が発注したもの（他者が発注したものの所有権を間接補助事業者に移転した場合も含む。）
- 土地やオフィス用建物の取得費・整備費
- 外構工事費
- 環境アセスメント等の調査費用
- 既存建物、設備機械装置の撤去費
- 既存設備機械装置の移設費
- 事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- 商品券等の金券
- 文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- 飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- 自動車等車両の購入費・修理費・車検費用 ※ただし、事業所や作業所内のみで走行し、公道を自走することができないものおよび税法上の車両及び運搬具に該当しないものを除く。また、これに該当するものであっても、本事業の趣旨に鑑み、製造サプライチェーンの中核を担うものであって、用途が本事業に限定されていることを合理的に説明できる場合は、例外と認める可能性がある。

設計費、建物等取得費、設備費、システム整備費のいずれにも該当しない経費は補助対象外となる。
また、以下に該当する経費についても補助対象外となるため、留意すること。(2/2)

- 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- 振込手数料、公租公課（消費税を含む。）、各種保険料
- 借入金などの支払い利息及び遅延損害金
- 共同申請者間の設備機械装置等の貸借によるリース料や加工を依頼した際の外注費等
（ただし、公募要領「3.2.2.共同申請」に記載のとおり、リース会社と共同申請した場合に、リース会社が資産として購入した設備機械装置等の費用は除く。また、割賦契約はリースには含まない。）
- 建物の取得においてリース会社を利用する場合の建物等取得費
- 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（コンピュータ、プリンタ等）の購入費
- 価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
- 予備品の購入費
- 間接補助事業実施場所以外でも使用可能な設備・器具・備品類（据付け又は固定等して利用しないもの）
※ただし、本事業の趣旨に鑑み、製造サプライチェーンの中核を担うものであって、用途が本事業に限定されていることを合理的に説明できる場合は、例外と認める可能性がある。
- 当該事業の用に供するものとそれ以外のものとが区分し難い経費であり、
事業の用に供していることや按分の考え方についての説明及びその根拠の提出が不十分であると認められる経費
- 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

本日のアジェンダ

1. 本事業の概要
2. 補助対象となる事業者・事業
3. 補助対象経費
4. **応募申請手続き**
5. 審査
6. 今後のスケジュール
7. その他ご案内

本事業の応募申請は、補助金の電子申請システム「Jグランツ」にて受け付ける。申請にはGビズIDプライム等が必要。

- Jグランツとは、デジタル庁が運営する補助金の電子申請システムであり、利用にはGビズIDプライム等が必要となる。
 - GビズIDには、GビズIDプライム、GビズIDメンバー、GビズIDエントリーという3種類のアカウントがあるため、間違いのないよう留意すること。
 - GビズIDプライムを未取得の場合は、GビズIDホームページよりアカウント作成が必要。
なお、GビズIDプライムの発行には、申請方法によって数日を要するため、計画的に対応すること。

GビズID ホームページ
<https://pr.gbiz-id.go.jp/>



本事業のJ Grantsには「[トップ](#) > [公募概要（浮体式等洋上風力発電設備）](#)」ページ下部のボタンよりアクセス可能。

GXサプライチェーン構築支援事業2026 ホームページ (浮体式等洋上風力発電設備)

<https://2026.gxsc-hojo.jp/fowt/>

GXサプライチェーン
構築支援事業2026

TOP 公募概要 NEWS・お知らせ

トップ > 公募概要 (浮体式等洋上風力発電設備)

本事業は以下より申請ができます

電子申請システム JGrants

JGrants (J Grants) はデジタル庁が運営する補助金の電子申請システムです。国や地方自治体の補助金をオンラインで申請できます。24時間365日、インターネットを利用したスムーズな手続きが可能です。申請後はマイページから交付までの状況がわかります。

浮体式等洋上風力発電設備
JGrants申請ページ

ご注意

- 事務局への申請等は全て電子申請となり、申請には「GビスIDプライムアカウント」等が必要です。GビスIDプライムアカウントは、専用ホームページで必要事項を記載し、必要書類を郵送して作成することができます。
- アカウントの発行に時間を要する場合がありますので、申請をご検討の方は早めにIDを取得してください。

事前着手届出

本来は、補助金交付決定通知後でないと、補助対象となる経費の発注（発注先への内示も発注行為とみなします）、支出等できません。

審査の結果、採択が決定されると、事務局から採択者に対し、「採択通知書」が発出され、その後、補助金の交付申請に基づき補助金の交付（支払い）対象としての事業の実施を正式に認める「補助金交付決定通知書」が発出されます。補助金の対象となる経費の発注・契約・支出行為は、補助金交付決定通知後から可能となるのが原則です。

ただし、本事業の必要性・緊急性に鑑み、事前着手届出期間内に事前着手届出を行い、事前着手受理通知を受けた場合、事前着手受理通知に記載の「事前着手開始日として認める日」以降に発生した経費等についても補助対象経費として認める場合があります。ただし、「事前着手開始日として認める日」は、あくまで事前着手受理通知の発行日以降の日となります。

浮体式等洋上風力発電設備
JGrants事前着手届出ページ

↑

応募申請の際は、本事業ホームページにて公開している各種様式等を使用すること。

- 「トップ>公募概要（浮体式等養生風力発電設備）>資料ダウンロード」内の「申請様式 [浮体式等洋上風力発電設備] 」をダウンロードのうえ、使用すること。
- ZIPファイル内「【重要】応募申請書類について」を熟読の上、各種様式を作成すること（原則として、提出する際のファイル名等も指定されていることに留意すること）。

トップ > 公募概要（浮体式等洋上風力発電設備）

資料ダウンロード

公募の詳細は公募要領をご確認ください。



公募要領 [浮体式等洋上風力発電設備] NEW!
2026年4月3日更新



申請様式 [浮体式等洋上風力発電設備] NEW!
2026年4月3日公開



交付規程
後日公開予定

準備中



よくある質問
後日公開予定

準備中

提出書類は、以下のとおり。申請単位等によって必須書類が異なるため、提出書類等チェックシートも参照すること。

- 詳細については各種様式等を参照すること。また、提出が必須か否か等については、「提出書類等チェックシート」を参照すること。

提出書類		書類名称
申請書	様式第1	G X サプライチェーン構築支援事業の応募について
	様式第2	間接補助事業概要説明書
		添付書類（付近見取図・現地説明図、配置図・設計図、その他） 補足書類（法人税税務申告書別表1・4、直近3年度分の決算報告書等、履歴事項全部証明書、定款、応募者の概要が分かるもの、リース契約に係る書類等）
	様式第3	間接補助事業の実施計画
		別添1：経費明細
		別添2：収支計画
		別添3：GXリーグ等への加入状況または温室効果ガス排出削減のための取組
		別添4：人材確保に向けた取組
	別添5：ワーク・ライフ・バランス等の推進に向けた取組状況	
	様式第4	暴力団排除に関する誓約事項
		別添（役員等一覧）
	様式第5	情報管理体制
その他	提出書類等チェックシート	
	出資者及び役員の一覧が記載されている書類	
	金融機関の同意または内諾を示す資料	
	起債又は借入に関する資金計画	
	従業員の賃金引上げ計画表明の根拠となる資料（社内通知文書等）	
	ワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定の根拠となる資料（認定書等）	

事前着手届出を行う場合は、本事業ホームページにある、「トップ>公募概要（浮体式等洋上風力発電設備）」ページ下部のボタンよりアクセス可能。

G X サプライチェーン構築支援事業2026 ホームページ （浮体式等洋上風力発電設備）

<https://2026.gxsc-hojo.jp/fowt/>

G X サプライチェーン
構築支援事業2026

TOP 公募概要 NEWS・お知らせ

トップ > 公募概要（浮体式等洋上風力発電設備）

本事業は以下より申請ができます

電子申請システム jGrants

jGrants（J Grants）はデジタル庁が運営する補助金の電子申請システムです。国や地方自治体の補助金をオンラインで申請できます。24時間365日、インターネットを利用したスムーズな手続きが可能です。申請後はマイページから交付までの状況がわかります。

浮体式等洋上風力発電設備
jGrants申請ページ

ご注意

- 事務局への申請等は全て電子申請となり、申請には「GビスIDプライムアカウント」等が必要です。GビスIDプライムアカウントは、専用ホームページで必要事項を記載し、必要書類を郵送して作成することができます。
- アカウントの発行に時間を要する場合がありますので、申請をご検討の方は早めにIDを取得してください。

事前着手届出

本来は、補助金交付決定通知後でないと、補助対象となる経費の発注（発注先への内示も発注行為とみなします）、支出等できません。

審査の結果、採択が決定されると、事務局から採択者に対し、「採択通知書」が発出され、その後、補助金の交付申請に基づき補助金の交付（支払い）対象としての事業の実施を正式に認める「補助金交付決定通知書」が発出されます。補助金の対象となる経費の発注・契約・支出行為は、補助金交付決定通知後から可能となるのが原則です。

ただし、本事業の必要性・緊急性に鑑み、事前着手届出期間内に事前着手届出を行い、事前着手受理通知を受けた場合、事前着手受理通知に記載の「事前着手開始日として認める日」以降に発生した経費等についても補助対象経費として認める場合があります。ただし、「事前着手開始日として認める日」は、あくまで事前着手受理通知の発行日以降の日となります。

浮体式等洋上風力発電設備
jGrants事前着手届出ページ

↑

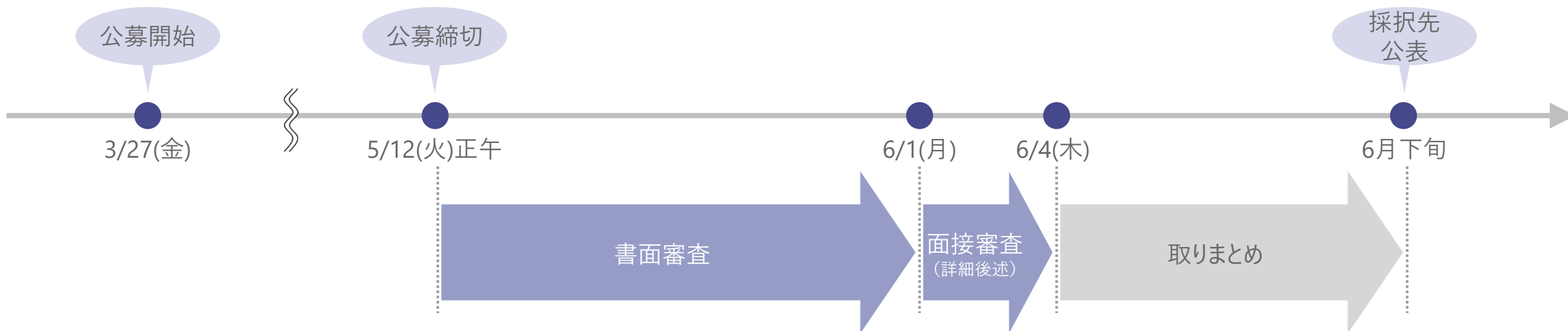
本日のアジェンダ

1. 本事業の概要
2. 補助対象となる事業者・事業
3. 補助対象経費
4. 応募申請手続き
5. **審査**
6. 今後のスケジュール
7. その他ご案内

採択審査は、提出書類に基づく書面審査及び面接審査により、第三者委員会が実施する。

- 採択の審査は、事務局内に設置される第三者委員会において行う。採択審査は提出書類に基づく書面審査、面接審査により実施する。
 - 提出書類に不備（必要書類の欠落や記入漏れ等）があった場合は、審査の対象とならない可能性がある。
 - 審査の経過や結果等に関する問い合わせには応じない。
 - 提出書類や追加説明資料の返却は行わない。

審査の流れ



審査では、事業の実現性、産業競争力強化への貢献、排出削減への貢献等について評価を行う。(1/2)

■ 下表の項目について審査を行う。詳細は公募要領「5.5.1. 主な審査内容」を参照すること。

★：面接審査にて中心的に確認する項目

大項目	小項目	必須項目	加点項目
① 基本的事項の審査	ア 基本的要件	●	
	イ 適格性	●	
	ウ 経営層のコミット★	●	
	エ 財務の健全性	●	
② 間接補助事業の実現性に関する審査★	ア 間接補助事業の内容及び実施スケジュール	●	
	イ 公正な移行に関する取組	●	
	ウ 間接補助事業のリスク対応	●	
③ 産業競争力強化への貢献に関する審査	ア グリーン市場獲得に向けた事業戦略★	—	—
	(i) 製品の独自性・新規性・優位性等		●
	(ii) 需要家を巻き込む努力	●	
	(iii) 原材料の安定的な確保に関する計画		●
	(iv) 適切なオープン・クローズ戦略	● (大企業)	● (中小企業等)
	(v) 自立化に至るシナリオとその根拠	●	
	イ 野心的な目標の実現に向けた実施内容★	●	
	ウ 情報管理体制	●	
	エ 間接補助事業による経済波及効果	●	

審査では、事業の実現性、産業競争力強化への貢献、排出削減への貢献等について評価を行う。(2/2)

- 下表の項目について審査を行う。詳細は公募要領「5.5.1. 主な審査内容」を参照すること。

★：面接審査にて中心的に確認する項目

大項目	小項目	必須項目	加点項目
④ 排出削減への貢献に関する審査	ア 間接補助事業による国内のCO2排出削減効果	●	
	イ G X 製品・サービスの社会実装への貢献		●
⑤ 民間企業のみでは投資判断が真に困難な事業であることに関する審査★	ア 経済的基準	●	
	イ 技術的基準	●	
	ウ その他定性的基準		●
⑥ 人材確保に向けた取組に関する審査	ア 人材確保に向けた取組	●	
	イ 従業員の賃金引上げ計画の表明		●
	ウ ワーク・ライフ・バランス等の推進		●

面接審査は、提案する企業等の代表権を有する者の対面参加を必須とし、経営層のコミットや間接補助事業の実現性等を中心に、事業計画の詳細を確認する。

- 面接審査は非公開、かつ原則対面で実施し、主に以下の項目について確認する。
 - ①基本的事項の審査のうちウ、経営層のコミット
 - ②間接補助事業の実現性に関する審査
 - ③産業競争力強化への貢献に関する審査のうちア、グリーン市場獲得に向けた事業戦略、及びイ、野心的な目標の実現に向けた実施内容
 - ⑤民間企業のみでは投資判断が真に困難な事業であることに関する審査

- 面接審査には、提案する企業等の代表権を有する者の対面参加を必須とする。
 - 会場は、東京都内を想定している。
 - 共同申請の場合、幹事会社の代表権を有する者の参加を必須とし、共同実施者の代表権を有する者の参加は任意とする。

- 日程については、以下の候補の中から、1申請当たり最大1時間を目安に、公募締切後に別途調整を行う。
 - 6/1（月） 10:00-12:00
 - 6/2（火） 11:00-13:00
 - 6/4（木） 9:00-11:00

- 面接審査の日程調整は書面審査の通過を確約するものではないため、面接審査の日程が確定した後に書面審査が完了し、不採択となった場合には、面接審査を行わない。

本日のアジェンダ

1. 本事業の概要
2. 補助対象となる事業者・事業
3. 補助対象経費
4. 応募申請手続き
5. 審査
6. 今後のスケジュール
7. その他ご案内

応募申請の締切は5/12（火）正午。

その後、6月下旬に採択先が公表され、8/31（月）までに交付申請を行う必要がある。

公募～交付申請に係るスケジュール

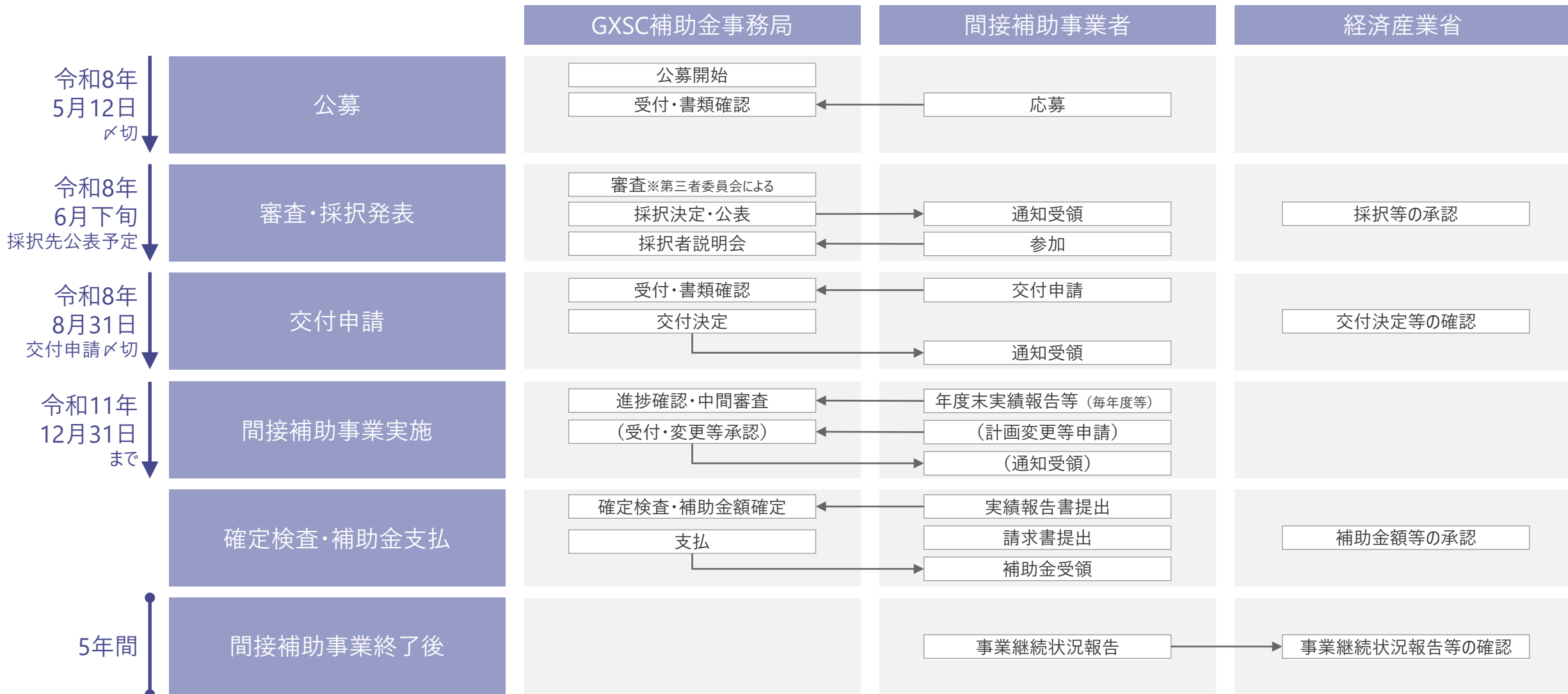


審査期間
※面接審査の日程候補は以下のとおり。
6/1（月） 10:00-12:00
6/2（火） 11:00-13:00
6/4（木） 09:00-11:00

採択の通知を受けた場合は、採択者に対して別途案内する交付申請書類等を作成の上、交付申請期限までに当該書類を提出すること。なお、原則として全ての補助対象経費について三者見積を取得し、提出すること※。詳細については、採択者に対して、別途案内する。

※ 交付申請時点で見積取得が困難な補助対象経費について、金額が妥当であることを合理的に説明できる場合は、代替手段での交付申請を認める場合がある。

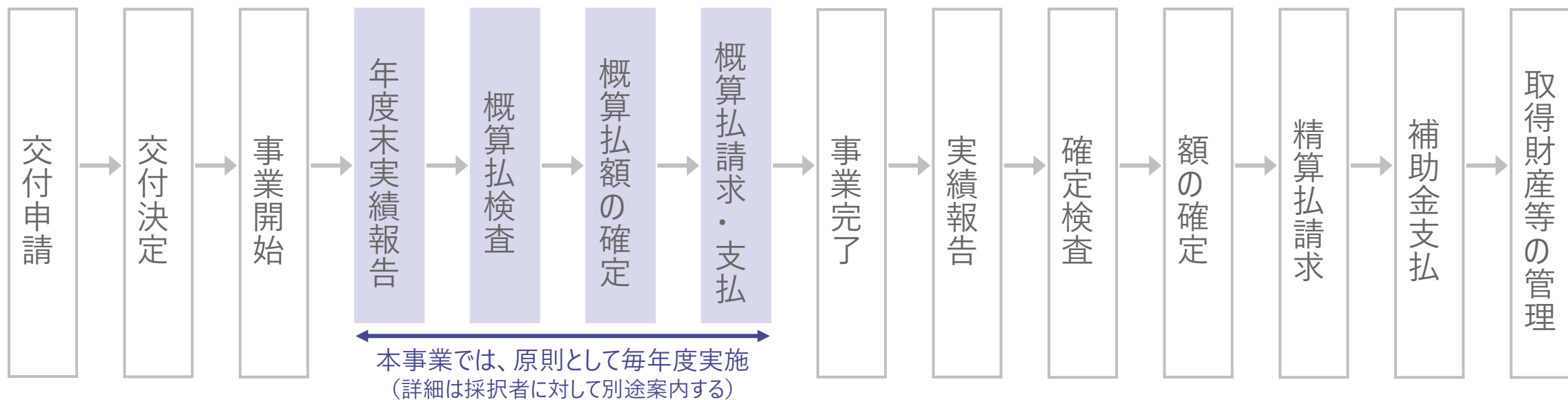
本事業全体の流れは、以下の通り。各種手続き等を遵守し、滞りなく間接補助事業を進めること。



補助金の支払いは原則として精算払となるが、本事業では原則として毎年度の概算払いを予定している。

- 補助金の支払いは、原則、間接補助事業終了後、実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払となる。ただし、本事業の意義に鑑み、間接補助事業の遂行途中での事業の進捗状況、経費の発生や交付要件等を確認し、所定の手続きを経た上で、交付決定額の一部について概算払いを行うことがある。
 - ただし、応募申請若しくは交付申請段階において、概算払を前提とした投資計画を立てることは認められない。
 - 間接補助事業終了後の確定検査により、概算払による支払額が過大となった場合、過大分については返還を求める。
- 概算払に係る詳細については、採択者に対して別途案内する。

間接補助事業の流れ



本日のアジェンダ

1. 本事業の概要
2. 補助対象となる事業者・事業
3. 補助対象経費
4. 応募申請手続き
5. 審査
6. 今後のスケジュール
7. その他ご案内

事務局ウェブサイト内（トップページ下部）のフォームにて、問い合わせを受け付けている。

G X サプライチェーン構築支援事業2026 ホームページ

<https://2026.gxsc-hojo.jp>

GXサプライチェーン
構築支援事業2026

TOP 公募概要 NEWS・お知らせ



📧 お問い合わせはこちら

お問い合わせフォーム

上記のお問い合わせフォームの運用にGoogle フォームを使用しております。
Google フォームを使用する際には、Googleのプライバシーポリシーが適用されます。
詳細はGoogle プライバシーポリシーをご覧ください。
なお、Googleフォームに入力された情報は厳重に管理し、無断で使用することはありません。
※お問い合わせに対するご回答には数日を要する場合がございます。

令和7年度補正予算GXサプライチェーン 構築支援事業問い合わせフォーム

当事業は、2050年のカーボンニュートラル実現及び国際競争力強化に繋げるため、我が国における中小企業を含む製造サプライチェーンや技術基盤の強みを最大限活用し、GX実現にとって不可欠となる、水電解装置、浮体式等洋上風力発電設備、ペロブスカイト太陽電池、燃料電池等をはじめとする、GX分野の国内製造サプライチェーンを世界に先駆けて構築することを支援する事業です。

yuka.nagai@hta-hojo.jp [アカウントを切り替える](#)

共有なし

* 必須の質問です

お問い合わせ：種別選択（複数選択可）*

※お問い合わせの種別を選択してください。

- 浮体式等洋上風力発電設備に関して
- ペロブスカイト太陽電池に関して
- 水電解装置・燃料電池に関して
- その他: _____

お問い合わせ：内容入力*

※申請にあたっての提出資料に関する問い合わせにつきましては、該当の資料名・様式名・該当ページも併せて記載してください。

回答を入力

事業者名*

回答を入力

氏名*

例) 鈴木 太郎

回答を入力

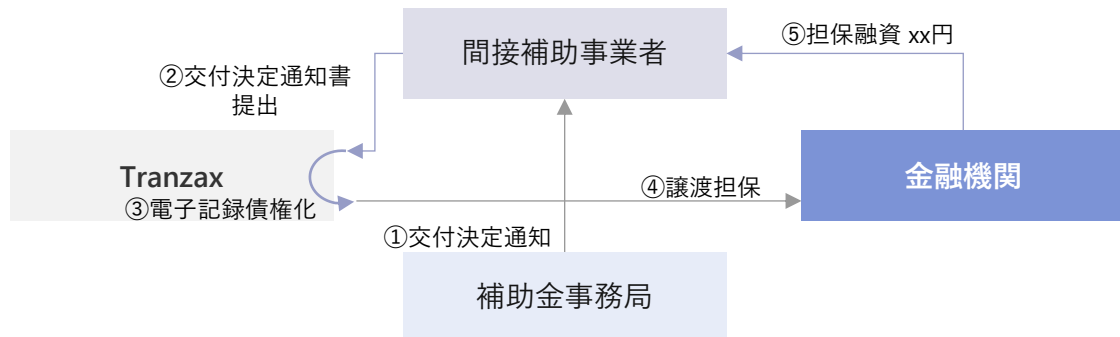
金融機関からのつなぎ融資のためのサービスを利用できるよう、事務局にて対応中。

- Tranzax社の「補助金対応POファイナンス」は、交付決定通知書をベースに電子記録債権化を行い、これを担保に金融機関へつなぎ融資を依頼することが出来るサービスで、国が実施する補助金事業での利用実績を有する。
- 詳細は、採択事業者を対象に、別途説明予定。



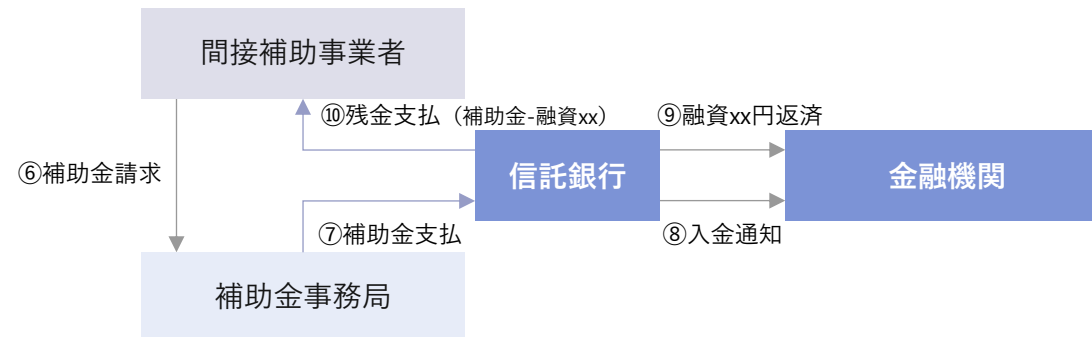
1. 交付決定時の処理の流れ

- ✓ つなぎ融資審査時にPOファイナンスの利用を検討
- ✓ 利用決定後は速やかに利用申し込み手続きを開始



2. 補助金受取日の流れ

- ✓ ⑦補助金支払と⑧入金通知は補助金入金日当日
- ✓ ⑨の返済と⑩残金支払いは入金日の3営業日後



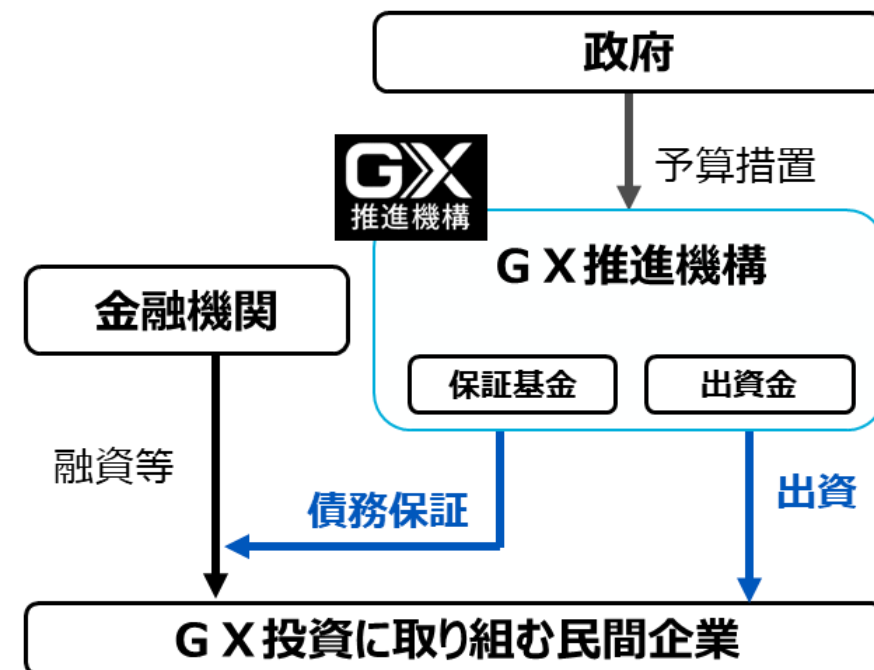
G X 推進機構について

- G X 推進機構は、2024年7月に業務開始して以降、①債務保証や出資といった金融支援業務、②排出量取引・化石燃料賦課金等のカーボンプライシング関連業務、③GXに関する調査・研究や異業種連携等のハブ機能を担います。
- G X に資する事業の推進にあたって、債務保証や出資のニーズがあれば、事務局までお問い合わせください（必要に応じて、経済産業省G X グループ環境金融室までお繋ぎいたします）。

< G X 推進機構の活動状況 >

- 2024年5月 法人設立
- 2024年7月 金融支援業務開始
- 2025年7月 GXディープテック・スタートアップへの金融支援決定を公表
 - ✓ 次世代リチウムイオン電池の開発・製造を行う、TeraWatt Technology Inc.社への出資決定を公表。
- 2025年9月 InnoEnergy、JETROとのMOC締結
 - ✓ 国内外のイノベーション・エコシステムを構築・強化、日EU 双方の GX 技術を有するスタートアップ支援の協業に向け、欧州・InnoEnergy、JETROとのMOCを締結。
- 2026年3月 グリーン鉄、水素、脱炭素電源投資への債務保証支援を公表
 - ✓ ①JFEによる新電気炉の導入、②レゾナックによる廃プラスチック由来等の水素を原料とした燃料アンモニア製造、③中国電力・北海道電力による原子力発電及び水力発電投資を支援。
- 2026年4月～ 排出量取引制度等のカーボンプライシング業務の本格稼働

< G X 推進機構の金融支援業務 >



【参考】GX推進機構による金融支援

- GX推進機構による金融支援について、2025年7月に蓄電池関連スタートアップへの出資決定を公表。2026年3月にはグリーン鉄、水素、脱炭素電源投資への支援を決定。

【GX推進機構による債務保証支援（2026年3月発表）】

グリーン鉄 (JFEホールディングス)

- ✓ 西日本製鉄所（倉敷地区）での革新電気炉（高効率・大型電気炉）の導入支援。
- ✓ GI基金により支援している技術開発の成果も活用し、世界最大規模の電気炉（200万トン／年）を導入予定。
- ✓ 高品質・高機能鋼材の大量供給体制を他社に先駆けて実現し、グリーン鋼材市場でのトップシェアを狙う。



水素 (レゾナック・ホールディングス)

- ✓ 廃プラスチック由来等の水素を原料としたアンモニア製造事業を支援。サーキュラーエコノミーにも資する取組であり、2025年9月には、水素社会推進法に基づく「価格差に着目した支援」の対象事業にも認定された先行案件。
- ✓ 川崎市の「川崎港CNPフレームワーク」活用の第1号でもあり、川崎臨海部の脱炭素化に貢献していく。



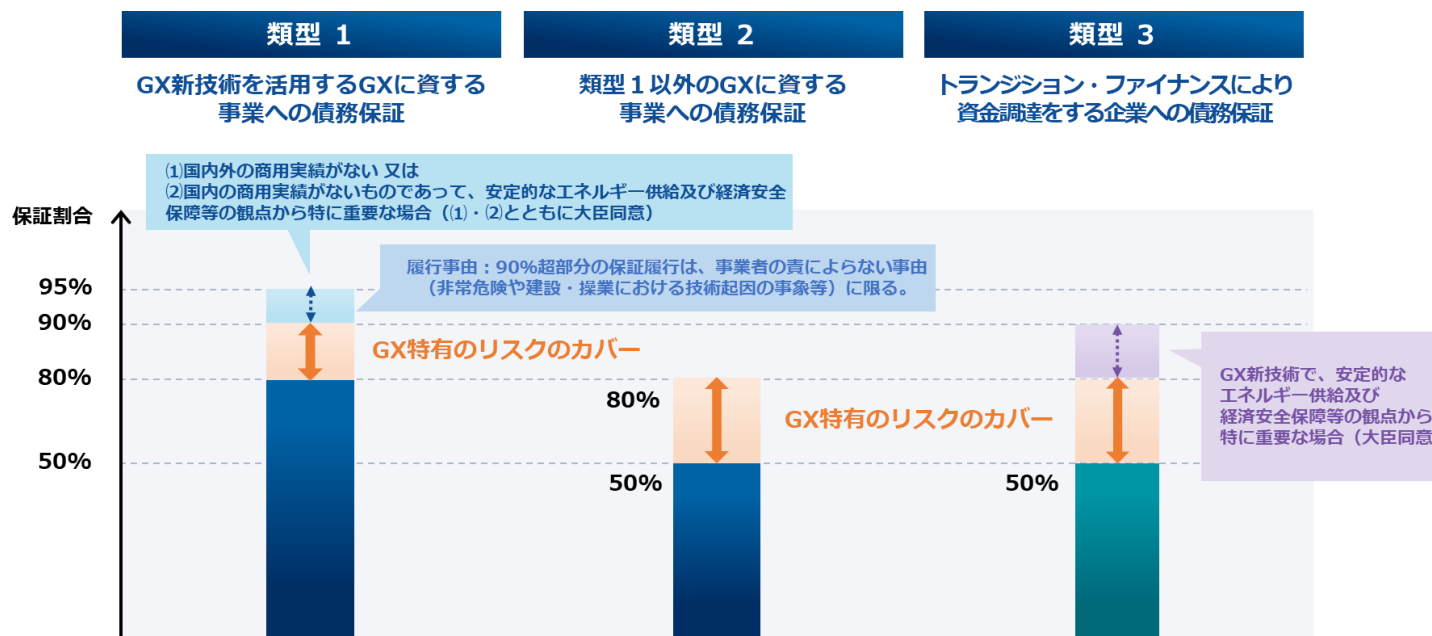
脱炭素電源 (中国電力・北海道電力)

- ✓ 中国電力・北海道電力による原子力発電及び水力発電といった脱炭素電源投資への支援。
- ✓ 域内のCO2排出量の削減に資するとともに、コンビナートの脱炭素化やデータセンター、半導体工場など各地で進む。GX・DX関連の電力需要に対応。
- ✓ 地域全体の脱炭素化への貢献を目指す。



【参考】債務保証の考え方

- GX新技術（国内の商用実績3件程度以下であって、経産省・技術有識者と協議を経たもの）の社会実装を特に推進する観点から、類型1の保証割合は、原則80%以下とし、類型2・3の保証割合は、原則50%以下。
- その上で、GX特有のリスク（市場リスクや制度変更リスク）が認められる場合、類型1は90%までの保証割合を措置し、類型2・3は80%までの保証割合を措置。
- さらに、類型1は、(1)国内外の商用実績がないもの又は(2)国内の商用実績がないものであって、エネルギー安定供給及び経済安保等の観点から特に重要（国策）であると認められる場合には、経産大臣同意の上、95%まで、類型3は、GX新技術を活用し、かつ、国策として実施するものは、経産大臣同意の上、90%までの保証を実施。
 ※なお、類型1は、90%超～95%までの保証部分の履行は、事業者の責によらない事由（非常危険、建設・操業段階のリスク）に限る。



※機構の債務保証付の貸付債権において、金融機関がリスクテイクする部分（欠け目）を設け、欠け目を控除した上で、機構が保証を付する部分が、上述の保証割合の範囲内になるようにする。

【参考】出資の考え方

- GX推進機構の出資分野としては、①大規模な脱炭素プロジェクト・カーブアウト案件、②ディープテック・スタートアップ（ミドル・レイター）、③脱炭素分野の成長ファンド（ディープテック・スタートアップ（シード・アーリー）や脱炭素分野に特化したファンド等）を想定。
- 出資の上限は出資総額の50%。

出資の対象となる3つの類型

類型1

債務保証規程で定める類型1・類型2の事業を行う者

例：大規模な脱炭素プロジェクト・カーブアウト案件

類型2

国内のGXに資する事業活動を行う者に対して投資するファンド（LP出資に限る）

例：脱炭素分野の成長ファンド・脱炭素分野に特化したファンド

類型3

GXに資する技術に関する研究開発の成果の企業化に必要な活動を行う企業

例：ディープテック・スタートアップ（ミドル・レイター）



**GXサプライチェーン
構築支援事業2026**